

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12633

研究課題名（和文）立法裁量の実体的統制と「手続」的統制の役割分担

研究課題名（英文）An analysis on the division of roles between substantive and "procedural" review of the legislative discretion.

研究代表者

山本 真敬（YAMAMOTO, Masahiro）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：70734747

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、立法裁量の「手続」的な統制手法の意義と課題、そして実体的統制との役割分担の考察を試み、以下を明らかにした。所謂立法裁量の「判断過程統制」は、法律の合憲性審査に際して立法者の「（真摯な）努力」を審査するものと、法律制定における考慮要素の取扱いを審査するものに区分できるが、前者は規範の実体的内容を相対化するので憲法の各規範がそれを要請・許容しない場合は用い得ない、後者は「立法過程」に審査が深入りすると結局立法者の行為を審査することに至り得るので法律の規定の解釈の補助にとどめる必要がある。また違憲確認やアピール判決等の判決類型の要件・効果を理論的に整序することは、むしろ実体判断を促し得る。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の上記指摘は、これまで十分に理論的検討がされないまま、しかしその活用が期待されていた立法裁量の「判断過程統制」について、それをを用いることができる場面やその限界を指摘している点で、学術的な意義を有している。特に、法律の合憲性審査で立法者の「努力」を評価する「違憲の主観化」については、近時の最高裁判決でしばしば用いられているにもかかわらず理論的検討が充分ではなかったこともあり、本研究の「違憲の主観化」の検討から、このような最高裁判決の批判的検討のための視座を得ることができたように思われる。また判決類型論も、日本の従来の議論の意義と限界を確認でき、今後の比較法的検討のための土台を作り得た。

研究成果の概要（英文）：This study tried to examine the "procedural" review of the legislative discretion, and to consider the division of roles with substantive review. According this study, the "judging-process review" of the legislative discretion, which belongs to this "procedural" review, can be divided into the review on the "(good-faith) efforts" of the legislator and the review on the handling of factors to be considered during enacting the law. The former has a problem because it relativizes the substantive contents of each provision of the Constitution unless the norm allows it. The latter has a problem because going deep inside of the "legislative process" can lead to the problem the former has, and therefore it should be used as an aid in the interpretation of provisions. And this study also points out that theoretical arrangement of the requirements and effects about judgment typologies such as declaration of unconstitutionality or appeal judgement can encourage more active substantive judgement.

研究分野：公法学

キーワード：違憲の主観化 判断過程統制 立法者の努力 立法裁量 判決類型

1. 研究開始当初の背景

従来の憲法学においては、立法裁量統制のために違憲審査基準や比例原則といった実体的統制手法は盛んに研究されてきた。他方で、日本の最高裁は従来から、合理的期間論や事情判決の法理といった必ずしも実体的ではない手法も用いて立法者とのバランスを取ってきた。特に近年の最高裁は、法律の違憲審査で、過去の判例(の法廷意見や少数意見)を踏まえ立法者がどのように「行為」したかを審査する手法をとることがある。この手法は、単に法令が著しく不合理でない等を述べるだけの判決と異なり、実体判断を正面から行うことをしないことで立法裁量の尊重と裁量統制を両立させる点で、あるいは、憲法と法律の規範内容間の抵触を認めても(違憲状態)立法者の「努力」次第では違憲としない(合理的期間論)ことによって、立法者自身の作為を促したり立法者にメッセージを投げかけたりする点で、立法者と裁判所の関係という点からも注目される。しかし、これら手法をどのような場面で用いるべきか等、これらの必ずしも実体的でない手法を立法裁量の統制手法としていかに位置づけるべきかは十分に検討されていない状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような必ずしも実体的でない手法を立法裁量の統制手法としてどのように位置づけるべきかを検討する。具体的には、(ア)判決の「出口」(判決類型・判決手法)を巡る議論を検討し、その中でも特に、(イ)立法者の「行為」を統制する議論を検討する。そして、これら検討を踏まえ、従来からの立法裁量の実体的統制と、必ずしも実体的でない手法(以下、「手続」的的手法という)の役割分担を明らかにすることを目的とした。

具体的には、(ア)については、近時、最高裁は、非嫡出子法定相続分違憲決定(最大決2013年9月4日)において、法令の合憲性判断に際して最高裁判所の先例における少数意見を重要な判断要素のひとつとしたり(法廷意見)、多くの「1票の較差」訴訟において(法廷意見で)立法者に較差是正を求めたり、この「較差是正の要求」に立法者の責務を語ったり(例えば、最大判2014年1月26日千葉勝美裁判官補足意見)、抜本的解決をうたう「附則」の内容につき法的義務を語ったり(同)、法制定後の事態の変化を注視し選挙制度の継続的に見直す義務を語ったりしている(「1票の較差」訴訟での田原睦夫裁判官)。特に「1票の較差」訴訟では、最高裁は「憲法の予定している立法権と司法権の関係」という極めて一般的・抽象的な観点まで持ち出して、立法者の「行為」に着目した審査を行っている(最大判2013年11月20日等)。しかし、これらをどのように憲法理論上位置づけるべきか十分に議論されていないので、本研究は、これらの判決類型に関する議論を整理・検討し、検討すべき課題を明らかにするとともに、ドイツの判決類型論との比較検討により、各判決類型の意義と課題を明らかにする。

次に、(イ)については、立法者の「行為」を違憲審査において評価することは、この判決類型の問題としても議論となるほか、必ずしも実体的ではない手法の1つである立法裁量の「判断過程統制」論(のうち立法者の「真摯な努力」に着目する類型)においても問題となる。立法者の「行為」という形で立法者の非難可能性を法律の合憲性審査において評価することは「違憲の主観化(Subjektivierung des Verfassungsverstoßes)」と言われてきたところ、本研究は、判決類型論および裁量統制手法論として、この「違憲の主観化」の意義と課題を検討する。

3. 研究の方法

以上の目的を達するため、本研究は、(ア)および(イ)の双方について日本の最高裁判例および学説の検討を、ドイツについても判例および文献の検討を行うこととし、適宜、その成果を公刊ないし報告することとした。また検討に際しては、適宜、行政法学などの隣接領域をも参照し、知見を得ることとした。

4. 研究成果

本研究は、次のような成果および今後の展望・課題を得ることができた。論述の便宜上、(イ)から記すこととしたい。

(1) 立法者の「行為」・「努力」を法律の合憲性審査において評価することについて

本研究は、立法者の「行為」・「努力」を法律の合憲性審査において評価することについて、立法裁量の「判断過程統制」論に着目して検討を進めた。というのも、この立法裁量の「判断過程統制」論は、立法者の「真摯な努力」の有無を審査する類型と考慮要素の取扱いを審査する類型に分けることができ(この点は、山本真敬「立法裁量の『判断過程統制』の観念について」下関市立大学論集61巻3号〔2018年〕81頁以下参照)、とりわけ前者では立法者の「行為」・「努力」の評価が重要な点となっているからである。そして立法裁量の「判断過程統制」を離れても、立法者の「努力」を法律の合憲性審査で評価することは、近時もしばしば行われていることから(この点は、を参照)、この論点の検討が避けられないところであった。

そこで本研究はまず、立法裁量の「判断過程統制」との類似性が指摘されていたドイツの「主

張可能性の統制 (Vertretbarkeitskontrolle)」に着目し、この「主張可能性の統制」から立法裁量の「判断過程統制」を分析するための視座を得ることを試み、主張可能性の統制を定式化した共同決定判決 (この点は、山本真敬「ドイツ連邦憲法裁判所における主張可能性の統制 (Vertretbarkeitskontrolle) に関する一考察 (1)・(2・完)」早稲田大学大学院法研論集 151号 [2014年] 383頁以下および同 155号 [2015年] 301頁以下参照) 以降の主張可能性の統制の判例上の展開を分析した (この点は、後掲研究成果 参照)。

それによると、共通する要素として、第1に、主張可能性の統制とは別に実体的審査がなされている (主張可能性の統制は違憲審査の一部に過ぎない) こと、第2に、主張可能性の統制が用いられた際に、「主張可能でない」という理由で違憲判断がなされることがないこと (その他の理由で違憲となった例はある) が明らかとなった。そして特に、本研究にとって重要な立法者の「行為」に着目する審査に関しても、共同決定法判決のように「手続の要請」に相当程度着目し、立法過程における専門家委員会の動向や専門家委員会の提言と法律の同一性まで審査するようなものはあまりないこと、「信用のおける素材」に依拠したか、あるいは「認識源を汲み尽くす」ことを行ったかということを一一般論レベルで述べる判例は多いが、実際の審査で共同決定法判決のような審査を行ったものは少ないこと、およそ「立法者の行為」に触れぬまま「主張可能」という結論を下したもので存在すること等を指摘した。この限りで、共同決定判決の後の判例においては共同決定法判決の行ったような「手続的」審査の側面が希薄化していると言える。このような「認識源を汲み尽くす」式の主張可能性の統制が立法者に対する非難可能性を審査し、それゆえ「違憲の主観化」の問題を惹起するものだとしても、主張可能性の統制の内実に振れ幅があることに応じて「違憲の主観化」の程度も振れ幅があることになることも明らかにすることができた。他方で、主張可能性の統制が立法裁量の「判断過程統制」のごとく立法者の「(真摯な) 努力」のみによって法律の合憲性を判断するものではなく、従って、立法者の「努力」を法律の合憲性審査において評価することにつき、主張可能性の統制からは限定的な示唆しか得られないことも明らかにすることができた。

そこで、改めて立法裁量の「判断過程統制」のうち立法者の「(真摯な) 努力」の有無によって法律の合憲性を判断するものについて検討するために、本研究は、憲法判断がなされる訴訟において立法者の「努力」を評価する次元を3区分して検討した (この点は、後掲研究成果 にその原型がある)。第1の類型は、憲法の規範内容と法律の規範内容の矛盾抵触の審査において立法者の「努力」を評価するもの、第2の類型は、憲法の規範内容と法律の規範内容の矛盾抵触の存在を (立法者の「努力」を評価することなく) 判断した後に、次いでその抵触がある場合に立法者の「努力」の有無によって合憲・違憲を分かち、すなわち立法者の「努力」が無い場合にはじめて違憲とするもの (従来の合理的期間・相当期間論)、第3の類型は、法律の違憲の確定後に、立法者の「努力」の有無によって違憲の効果を左右させる (違憲な法律につき立法者の「努力」があれば無効としないとするもの) に区分し得る。しかし、憲法の規範内容が要請または許容していない限り法律の合憲性審査で「違憲の主観化」を行うことは許されない (第1類型) し、違憲の十分条件として規範内容間抵触に加え立法者の「努力」を求める「違憲の主観化」 (第2類型) も許されないが、それらはいずれも憲法の各規範内容を相対化するからである。他方で、第3の類型はそもそも「違憲の主観化」ではない。そこで次に、立法裁量の「判断過程統制」の嚆矢である「1票の較差」領域で立法者の「(真摯な) 努力」の有無で公選法の合憲性を判断し得るか検討したところ、ドイツの議論をも踏まえると、当該領域では憲法が立法者に対して付与している選挙制度形成に係る裁量 (憲法の規範内容) の性質は、あくまで憲法上の選挙の諸原則の「現実化」のためのものであり、それに対応して裁量権の逸脱・濫用の審査は目的手段審査 (比例原則審査) となると考えられ、従って立法者の「努力」を合憲性審査において援用し得ないことを指摘した。他方で、立法裁量の「判断過程統制」のうち考慮要素の取扱いを審査する類型においても、行政裁量の「判断過程統制」との比較を踏まえると、「立法過程」そのものを審査することは結局立法者の行為を審査することに至り得るため、あくまでも法律の規定の解釈の補助として「判断過程」を参考にするとどめる必要があることを指摘した (なお、以上に関しては、 にさらに加筆修正を行い公刊予定であるが、この報告書の執筆時点ではまだ校正中である)。

(2) 判決類型論について

本研究は、判決類型論についても次のような成果を得た (成果として、 ①②がある)。まず、とりわけ近時の「1票の較差」訴訟最高裁判決で行われているような、違憲状態 (憲法と公選法の規範内容間抵触の存在) と違憲 (「国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか」) の区別は、合憲判決と違憲判決の区別、さらにいわゆる事情判決の法理 (公選法が違憲ゆえに違法な選挙であるが無効としない) もまた違憲無効判決と違憲有効判決 (違憲確認・違憲宣言判決) の区別と言え、合憲・違憲有効・違憲無効という判決類型の問題である。しかし、(1) で明らかにしたように、「国会における是正の実現に向けた取組」次第で合憲 (違憲状態) と違憲を区別するのは、まさに立法者の「努力」を評価する第2類型の「違憲の主観化」であり許容されず、あくまでも憲法と法律の規範内容間抵触があれば違憲、なければ合憲とすべきであることを指摘した。

他方で、「1票の較差」訴訟最高裁判決においては、違憲の“後始末”について様々な見解が主張され始めており、最高裁内部でもこの論点の取扱いが急務となっているところであるが、立

法者の「努力」の存在を違憲無効判決と違憲有効判決を分ける基準とすることや(ただし、ドイツでは、立法者の「努力」の存在が違憲無効判決を避ける理由として挙げられていないことから、今後の慎重な検討が必要である)、規範内容間抵触の無い合憲判決において規範内容間抵触の切迫ゆえに立法者の「努力」を促すアペール判決は、検討に値することも本研究は指摘した。

さらに、判決類型論を展開してきたドイツを見ると、違憲判決の後に立法者による是正が無いままに一定期間が経過した場合には違憲とされた法規定を遡及的に無効とする例(例えば、BVerfGE 145, 106)が現れている。そこで、違憲無効判決の他に、このような条件付違憲(巽智彦「法令等の違憲・違法を宣言する判決の効力」成蹊法学 83号〔2015〕149頁註11参照)判決や、違憲有効判決、合憲判決に付された法改正のアペールなどを必要に応じて活用し、(特に、立法者の不作為を念頭に)違憲確定後に立法者の行動をいかに促すか、あるいは違憲発生前に立法者自身による違憲回避をいかに促すかという観点から判決類型論を検討することによって、あるいはこのような判決類型論と実体的な立法裁量統制を連関させることによって、合憲的秩序のより実効的に確保しつつ、他方で同時に立法者の裁量的余地を一定程度尊重し得るのではないかとの考えに至った。

(3) 今後の展望・課題について

本研究では「1票の較差」に係る憲法の規範内容の分析に注力したため、その他の領域に関して憲法の規範内容を検討し、それに対応する裁量統制手法を分析することまでは充分にはできなかった。しかし、本来、いずれの憲法規範についてもその規範内容を明らかにし、それに対応する裁量統制手法を分析することが必要であろう。そこで、今後は、本研究ではなし得なかった領域につき、個別的に分析を行い、憲法の規範内容およびそれに対応する裁量統制手法を検討することが課題の1つとなる(本研究でも一定の検討あるいは検討のための準備作業を行ったものとして、
がある)。

次に、本研究では、ドイツの判決類型論については十分に検討を行うことができたとは言い難い(ドイツの限られた分析を含むものとして^④がある)。従って、日本における判決類型論の可能性を探求するために、ドイツの判例・学説の展開をも踏まえて判決類型論を引き続き検討することも、今後の課題の1つとなろう。その際、上記(2)でも指摘したように、例えば、立法者の裁量が広い領域で、アペール判決・事後是正義務・違憲確認判決といった手法と裁量統制の密度を組み合わせるなど、判決類型論が法律の合憲性審査における立法裁量の統制に対していかなる影響を与え得るのか、立法者の活動を促すために判決類型論として何ができるのかという観点から、長年の蓄積を有するドイツの議論を引き続き学ぶ必要がある。

さらに、本研究は、主張可能性の統制を分析する中で、裁量統制の1つのポイントとして立法者が立法に際して「信用のおける素材」に依拠したか、あるいは「認識源を汲み尽くす」ことを行ったかに着目することがあることを明らかにした(特に、老人介護法判決)。ドイツの或る論者(Arno Wieckhorst)は、このようなことを求める審査を「手続的な入念さの要請」と呼び、判例の蓄積がドイツにはある(以上の点は、^⑤を参照)。この論点は、かつて立法者の事実認定の統制として議論されたが(阿部照哉「憲法訴訟における事実認定と予測のコントロール」杉村敏正先生還暦記念『現代行政と法の支配』〔有斐閣、1978年〕447頁以下、高見勝利「立法府の予測に対する裁判的統制について」芦部信喜先生還暦記念『憲法訴訟と人権の理論』〔有斐閣、1985年〕35頁以下)、近時の分析は充分でない(例外的に、巽智彦「憲法関係の訴訟における事案の解明」法科大学院要件事実教育研究所報18号〔2020年〕5頁以下)。そこで、この点についてドイツの議論を踏まえて検討することも、今後の課題となる。立法裁量の「判断過程統制」論のうち考慮要素の取扱いを審査する類型は、この議論に接続することが可能かもしれない(なお、この点に関しては、^⑥にさらに加筆修正を行い公刊予定であるが、この報告書の執筆時点ではまだ校正中である)。

【研究成果一覧】〔計21件〕

(著書)〔計5件〕

山本真敬「終わらない事情 事情判決はいつになったら無効になるのか?実際に無効となったらどうなるのか?」大林啓吾・柴田憲司編『憲法判例のエンigma』(成文堂、2018年)161-185頁

山本真敬「ドイツ連邦憲法裁判所における『主張可能性の統制(Vertretbarkeitskontrolle)』の展開」憲法理論研究会編『憲法理論叢書26 岐路に立つ立憲主義』(敬文堂、2018年)97-109頁

斎藤一久・堀口悟郎編『図録日本国憲法』(弘文堂、2018年)

担当箇所:「思想・良心の自由」(20-23頁)・「集会・結社の自由」(36-39頁)

山本真敬「憲法判断を含む判決の類型」山本龍彦・横大道聡編『憲法学の現在地』(日本評論社、2020年)402-414頁

山本真敬「休業補償の憲法問題 憲法上『補償』は義務づけられるのか」大林啓吾編『コロナ

ナ の憲法学』(弘文堂, 2021年) 139-149頁

(論文)[計6件]

山本真敬「ドイツ連邦憲法裁判所における『主張可能性の統制(Vertretbarkeitskontrolle)』の現在」下関市立大学論集 62巻1号(2018年) 55-69頁

山本真敬「『主張可能性の統制(Vertretbarkeitskontrolle)』と『違憲の主観化』」下関市立大学論集 62巻2号(2018年) 37-47頁

山本真敬「ドイツ連邦憲法裁判所における『主張可能性の統制(Vertretbarkeitskontrolle)』の展開 『安全な出身国』判決まで」早稲田法学 94巻1号(2018年) 319-336頁

山本真敬「立法裁量の『判断過程統制』の検討 『違憲の主観化』の一面面」早稲田大学大学院法学研究科 2018年度課程博士学位論文(2019年) 1-262頁(早稲田大学甲第5673号)

山本真敬「投票価値較差訴訟の諸論点」法律時報 91巻5号(2019年) 13-18頁

山本真敬「近時の『1票の較差』訴訟最高裁判決と立法者の『努力』」法政理論 53巻3・4号(2021年) 36-67頁

(その他)[計7件]

山本真敬「海外法律情報(ドイツ): 保育の質の更なる向上および保育における参加の改善 “Gute-Kita-Gesetz”」論究ジュリスト 29号(2019年) 126-127頁

齋藤一久・河合正雄・城野一憲・森口千弘・山本真敬「憲法(判例回顧と展望)」法律時報 91巻7号(臨時増刊・判例回顧と展望 2018)(2019年) 3-19頁〔統治部分担当〕(XIII~XVIII)

山本真敬「ドイツにおける選挙制度をめぐる憲法上の規律 選挙の諸原則を中心に」日本選挙学会 2020年総会分科会(法律・制度部会)報告論文(2020年) 1-10頁

齋藤一久・河合正雄・城野一憲・森口千弘・山本真敬「憲法(判例回顧と展望)」法律時報 92巻6号(臨時増刊・判例回顧と展望 2019)(2020年) 3-20頁〔統治部分担当〕(XIII~XVIII)

山本真敬「海外法律情報(ドイツ): COVID-19とドイツの法状況」ジュリスト 1546号(2020年) 71頁

山本真敬「判批: 公選法 204条の選挙無効訴訟において満18歳および満19歳の日本国民に衆議院議員総選挙の選挙権を付与する公選法 9条1項の違憲を主張することが許されないとされた事例」判例時報 2445号(判例評論 737号)(2020年) 100-106(2-8)頁

山本真敬「資本会社の持分等の25%を超え50%までが5年以内に移譲された場合に当該割合に応じて欠損金の繰越控除を認めない法人税法 8c条1文の違憲性」自治研究 97巻4号(2021年) 139-146頁(査読有)

(学会報告)[計3件]

投票価値較差訴訟の諸論点

単独報告 2018年度第8回北陸公法判例研究会(於: 金沢四高記念文化交流館) 2019年3月9日

ドイツにおける選挙制度をめぐる憲法上の規律

単独報告 日本選挙学会 2020年度総会(法律・制度部会)

*新型コロナウイルスの影響により5月16日および17日予定の総会は中止。報告論文の投稿により報告済として取り扱ふとされ、日本選挙学会ウェブサイトにて報告論文が掲載(2020年5月)。

②判例報告(BVerfGE 145, 106- 2 BvL 6/11-)

単独報告 第272回ドイツ憲法判例研究会(於: オンライン) 2020年11月7日

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 山本真敬	4. 巻 53巻3・4号
2. 論文標題 近時の「1票の較差」訴訟最高裁判決と立法者の「努力」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 36, 67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 山本真敬	4. 巻 97巻4号
2. 論文標題 資本金の持分等の25%を超え50%までが5年以内に移譲された場合に当該割合に応じて欠損金の繰越控除を認めない法人税法8c条1文の違憲性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 139, 146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山本真敬	4. 巻 2445号（737号）
2. 論文標題 判批：公選法204条の選挙無効訴訟において満18歳および満19歳の日本国民に衆議院議員総選挙の選挙権を付与する公選法9条1項の違憲を主張することが許されないとされた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報（判例評論）	6. 最初と最後の頁 100（2）, 106（8）
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山本真敬	4. 巻 1546号
2. 論文標題 海外法律情報（ドイツ）：COVID-19とドイツの法状況	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 71, 71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤一久・河合正雄・城野一憲・森口千弘・山本真敬	4. 巻 92巻6号
2. 論文標題 憲法（判例回顧と展望）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 3, 20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本真敬	4. 巻 91(5)
2. 論文標題 投票価値較差訴訟の諸論点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 13,18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤一久・河合正雄・城野一憲・森口千弘・山本真敬	4. 巻 91(7)
2. 論文標題 憲法（判例回顧と展望2018）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 3,19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本真敬	4. 巻 29
2. 論文標題 保育の質の更なる向上および保育における参加の改善：Gute-Kita Gesetz	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 126,127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本真敬	4. 巻 62巻1号
2. 論文標題 ドイツ連邦憲法裁判所における「主張可能性の統制 (Vertretbarkeitskontrolle)」の現在	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 下関市立大学論集	6. 最初と最後の頁 55,69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山本真敬	4. 巻 62巻2号
2. 論文標題 「主張可能性の統制 (Vertretbarkeitskontrolle)」と「違憲の主観化」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 下関市立大学論集	6. 最初と最後の頁 37,47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山本真敬	4. 巻 94巻1号
2. 論文標題 ドイツ連邦憲法裁判所における「主張可能性の統制 (Vertretbarkeitskontrolle)」の展開II	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 319,336
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 山本真敬
2. 発表標題 投票価値較差訴訟の諸論点
3. 学会等名 2018年度第8回北陸公法判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山本真敬
2. 発表標題 ドイツにおける選挙制度をめぐる憲法上の規律
3. 学会等名 日本選挙学会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山本真敬
2. 発表標題 判例報告 (BVerfGE 145, 106- 2 BvL 6/11-)
3. 学会等名 ドイツ憲法判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 山本真敬「終わらない事情」	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 418
3. 書名 大林啓吾・柴田憲司編『憲法判例のエニグマ』	

1. 著者名 山本真敬「ドイツ連邦憲法裁判所における「主張可能性の統制 (Vertretbarkeitskontrolle)」の展開」	4. 発行年 2018年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 268
3. 書名 憲法理論研究会編『岐路に立つ立憲主義』	

1. 著者名 山本真敬「思想・良心の自由」「集会・結社の自由」	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 134
3. 書名 斎藤一久・堀口悟郎編『図録日本国憲法』	

1. 著者名 山本真敬「憲法判断を含む判決の類型」	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 456
3. 書名 山本龍彦・横大道聡編『憲法学の現在地』	

1. 著者名 山本真敬「休業補償の憲法問題 憲法上『補償』は義務づけられるのか」	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 284
3. 書名 大林啓吾編『 コロナ の憲法学』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------